

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成26年9月4日(2014.9.4)

【公開番号】特開2013-213634(P2013-213634A)

【公開日】平成25年10月17日(2013.10.17)

【年通号数】公開・登録公報2013-057

【出願番号】特願2012-84623(P2012-84623)

【国際特許分類】

F 24 F 13/30 (2006.01)

F 24 F 13/20 (2006.01)

【F I】

F 24 F 1/00 3 9 1 A

F 24 F 1/00 4 0 1 D

【手続補正書】

【提出日】平成26年7月18日(2014.7.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明に係る空気調和機の室内機は、天板と側板とを具備する筐体と、前記天板の略中央に設置された送風機と、前記送風機を略包囲するように前記天板に設置された熱交換器と、前記筐体の内面に設置された断熱材と、を有し、前記断熱材は、前記天板の前記熱交換器よりも側板に近い範囲と前記側板とに設置された周囲断熱材と、前記天板と前記熱交換器との間に設置された中間断熱材と、前記天板の前記熱交換器よりも中央寄りの範囲に設置された中央断熱材と、によって構成され、前記中間断熱材が、前記周囲断熱材および前記中央断熱材とは別体に形成されていることを特徴とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

天板と側板とを具備する筐体と、前記天板の略中央に設置された送風機と、前記送風機を略包囲するように前記天板に設置された熱交換器と、前記筐体の内面に設置された断熱材と、を有し、

前記断熱材は、前記天板の前記熱交換器よりも側板に近い範囲と前記側板とに設置された周囲断熱材と、前記天板と前記熱交換器との間に設置された中間断熱材と、前記天板の前記熱交換器よりも中央寄りの範囲に設置された中央断熱材と、によって構成され、

前記中間断熱材が、前記周囲断熱材および前記中央断熱材とは別体に形成されていることを特徴とする空気調和機の室内機。

【請求項2】

天板と側板とを具備する筐体と、前記天板の略中央に設置された送風機と、前記送風機を略包囲するように前記天板に設置された熱交換器と、前記筐体の内面に設置された断熱材と、を有し、

前記断熱材は、前記天板の前記熱交換器よりも側板に近い範囲と前記側板とに設置され

た周囲断熱材と、前記天板と前記熱交換器との間に設置された中間断熱材と、前記天板の前記熱交換器よりも中央寄りの範囲に設置された中央断熱材と、によって構成され、

前記周囲断熱材と前記中央断熱材とが一体的に形成され、前記断熱材が2ピース構造であることを特徴とする空気調和機の室内機。

【請求項3】

天板と側板とを具備する筐体と、前記天板の略中央に設置された送風機と、前記送風機を略包囲するように前記天板に設置された熱交換器と、前記筐体の内面に設置された断熱材と、を有し、

前記断熱材は、前記天板の前記熱交換器よりも側板に近い範囲と前記側板とに設置された周囲断熱材と、前記天板と前記熱交換器との間に設置された中間断熱材と、前記天板の前記熱交換器よりも中央寄りの範囲に設置された中央断熱材と、によって構成され、

前記中間断熱材と前記中央断熱材とが一体的に形成され、前記断熱材が2ピース構造であることを特徴とする空気調和機の室内機。

【請求項4】

前記中間断熱材が防振材によって形成されていることを特徴とする請求項1乃至3の何れか一項に記載の空気調和機の室内機。

【請求項5】

前記中間断熱材に、抗菌・防かび剤が含まれていることを特徴とする請求項1乃至4の何れか一項に記載の空気調和機の室内機。

【請求項6】

前記防振材が発泡ゴム系樹脂であることを特徴とする請求項4記載の空気調和機の室内機。